

当初設計書			設 計		精 算	
起工番号：都市(委)第4号 履行期間：200日間 会計年度：令和7年度 単価世代：令和07年06月01日 公共 事業名：都市づくり計画事業 諸経費率：公共委託 令和07年05月 業務名：久留米市数値地形図等修正業務委託 設計部課名：都市建設部都市計画課 業務場所：久留米市 全域 地内						
設 計 の 概 要	(当初設計)					
	数値地形図修正 (1/2,500) A=18.2km2					
	管内図数値地形図修正 (1/10,000) A=18.2km2					
	管内図数値地形図修正 (1/25,000) A=18.2km2					
	都市計画総括図修正等 1式					

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本業務費						
直接測量費	1	式				
直接測量費(積上)	1	式				
打合せ協議	1	式				
打合せ協議 初回時1回・中間時1回・納品時1回	1	業務			単 1 号	
数値地形図修正 レベル2,500	1	式				
作業計画						
予察	18.2	km ²			単 2 号	
現地調査	18.2	km ²			単 3 号	
修正数値図化	18.2	km ²			単 4 号	
修正数値編集	18.2	km ²			単 5 号	
数値地形図データファイル更新	18.2	km ²			単 6 号	
	18.2	km ²			単 7 号	

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
管内図数値地形図修正 レベル10,000	1	式				
作業計画	18.2	km ²			単 8 号	
数値編集	18.2	km ²			単 9 号	
数値地形図データファイル更新	18.2	km ²			単 10 号	
管内図数値地形図修正 レベル25,000	1	式				
作業計画	18.2	km ²			単 11 号	
数値編集	18.2	km ²			単 12 号	
数値地形図データファイル更新	18.2	km ²			単 13 号	
都市計画総括図データ修正等	1	式				
都市計画総括図データ修正	1	業務			単 14 号	
データセットアップ 統合型GIS及び都市計画GIS	1	業務			単 15 号	
直接経費	1	式				

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
電子成果品作成費(率計上分)	1	式				
直接測量費計	1	式				
測量諸経費	1	式				
業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

業務委託一般仕様書

令和7年6月

久留米市

第1章 総 則

1.1 適用

- (1) 業務委託一般仕様書は久留米市の発注する設計、測量、地質等調査、物件等調査などの業務委託に適用する。
- (2) 業務の履行に当たっては、本一般仕様書によるほか、「福岡県県土整備部 令和6年10月 設計業務等共通仕様書・測量業務共通仕様書・地質調査共通仕様書」及びその他関係法令等に準拠する。

1.2 法令等の遵守

受注者は、実務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.3 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.4 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.5 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。なお、受注者は、河川管理者協議や、所轄警察署に道路使用許可を取るなど、業務遂行上必要な手続きを確実に行わなければならない。

1.6 賠償責任

本業務中に発生した現場における諸事故に対する責任は、受注者が負い、そのことによる他人に与えた損害などは、すべて受注者の責任において処理することとする。

1.7 再委託

受注者は業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を再委託することはできない。なお、協力者は、福岡県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合などを問わず、公共機関の指名停止期間中であってはならない。

1.8 許可申請

受注者は、業務に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅延なく行わなければならない。

1.9 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

- | | | |
|-----------|---------|---------------|
| (1) 着手届 | (2) 工程表 | (3) 主任技術者届 |
| (4) 職務分担表 | (5) 完了届 | (6) 業務委託料請求書等 |

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 業務計画書

業務計画書は、契約締結後速やかに作成し、監督職員に提出しなければならない。業務計画書に記載する事項は以下のとおりとする。

- | | | |
|-----------------------|----------------------|---------------|
| (1) 業務概要 | (2) 実施方針 | (3) 業務工程 |
| (4) 業務組織計画 | (5) 打合せ計画 | (6) 使用する主な基準類 |
| (7) 連絡体制（緊急時含む） | (8) 成果物の品質を確保するための計画 | |
| (9) その他、監督職員が必要と認めたもの | | |

1.11 業務工程管理

受注者は、業務工程に変更を生じた場合には、速やかに変更業務工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果物の検査

- (1) 受注者は、業務完了時に市の成果物検査を受けなければならない。
- (2) 成果物の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.14 引渡し

成果物の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、市の検査職員の検査をもって、業務の完了とする。

1.15 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.16 土地の立ち入り

本業務を実施するにあたり第三者の土地に立入る場合は、予め身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。また、その関係者と緊密な連絡を取るなどして業務の円滑な遂行を期さなければならない。

1.17 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.18 調査・設計業務カルテの作成登録

受託者は、契約金額が 100 万円（完了時）以上の業務については、契約締結後、及び内容に変更が生じた都度、業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、「調査・設計業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受け上で、(財)日本建設情報総合センターに登録申請し、受領の写しを監督職員に提出しなければならない。

1.19 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市、受注者協議の上、これを定める。

1.20 設計図書の変更等に関する事項

設計図書の変更等については、設計業務等委託契約書第 18 条から第 26 条及び共通仕様書等に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計業務等変更ガイドライン（2021（令和 3）年 4 月）久留米市」によることとする。

1.21 ワンデーレスポンス

本業務は、ワンデーレスポンスの対象であるため、「ワンデーレスポンス実施要領（久留米市）」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むこと。

1.22 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「ウィークリースタンス実施要領（久留米市）」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むこと。

第2章 暴力団排除に関する事項

- 2.1 受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第3章 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

- 3.1 受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
 - (2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

第4章 障害者差別の解消に関する事項

- 4.1 受注者は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

第5章 契約に関する事項

- 5.1 余裕期間
- (1) 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から200日間であるが、業務着手前の余裕期間10日間を含んでいる。
 - (2) 余裕期間内は、原則として着手しないものとするが、監督職員との協議により着手することもできる。この場合において着手とは、主任技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。
 - (3) 調査・設計業務カルテ登録は、余裕期間終了日までに行うこと。ただし、余裕期間内に着手する場合はその前日までに行うこと。
- 5.2 着手届
- (1) 着手届は、余裕期間経過後7日以内に提出すること。ただし、余裕期間内に着手する場合には、その前日まで提出すること。
 - (2) 工程表は、着手届と合わせて提出すること。
 - (3) 工程表には、余裕期間を表示すること。

久留米市数値地形図等修正業務委託

特記仕様書

令和7年6月

久留米市
都市建設部 都市計画課

第 1 章 総 則

第 1 条 【目 的】

本特記仕様書は、平成 17 年度に整備した久留米市基本図データ及び都市計画総括図データについて、経年変化に伴う修正作業を行うことを目的とする。なお、本業務の修正範囲の地域区分は、都市近郊及び耕地部とする。

第 2 条 【測量の方法】

測量作業は、空中写真測量により行うものとする。

第 3 条 【関係法令等の遵守】

本業務は本仕様書による外、次の法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 測量法（昭和24年 法律第188号）
- (2) 久留米市公共測量作業規程（平成20年 国国地715号）
- (3) 作業規程の準則（平成20年 国土交通省告示第413号）
- (4) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年 法律第63号）
- (5) 地理情報標準プロファイル J P G I S（地理情報標準推進委員会 国土交通省 国土地理院）
- (6) 久留米市契約条項
- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年 法律第57号）
- (8) その他関係法令

第 4 条 【業務概要】

本業務は既存する本市基本図データ等に対し、修正作業を行うものである。

本業務の作業概要は、次のとおりとする。

- 1 数値地形図データ修正（レベル2,500） 18.2km²
(No.5,16,29,30,32,40,41,42,43 計9面)
- 2 管内図数値地形図データ修正（レベル10,000）（レベル25,000） 18.2km²

第 5 条 【疑義】

本仕様書に明示されない事項又は疑義を生じた場合は、久留米市（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）と協議の上決定するものとする。

第 6 条 【作業計画】

本作業に先立ち、「乙」は「甲」に作業計画を提出し、「甲」の承認を受けるものとする。

第 7 条 【主任技術者の選任】

本業務の主任技術者は、測量士の資格を保有しているものとする。また、過去に同種・同規模の実績を有し、デジタルマッピングに精通した者でなければならない。

第 8 条 【関係官公庁への手続き】

測量法に基づく公共測量の諸手続き（実施計画書、測量標、測量成果の使用承認）や、その他の届は「乙」にて代行するものとする。

第 9 条 【作業状況の報告】

「甲」は、必要に応じて「乙」に作業の進行状況について報告させる事ができ、「乙」は「甲」に対し、進捗状況を随時報告しなければならない。

第 10 条 【紛争の回避】

「乙」は作業の実施にあたり、身分証明書等を常時各測量員に携帯させ、他人の占有する土地に立ち入って測量・調査する必要がある場合は、関係者にこれを呈示しなければならない。

第 11 条 【秘密の保持及び目的外利用の禁止】

「乙」は、この契約による事務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は事務の目的以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

2 次条ただし書により、「甲」が承認した再委託先に対しては、「乙」は、前項に規定する秘密保持の義務を課し、責任をもって監督するものとする。

第 12 条 【再委託の禁止】

「乙」は、この契約による事務の全部又は一部を第三者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社を含む。）に再委託してはならない。ただし、あらかじめ「甲」の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第 13 条 【安全管理措置の遵守】

「乙」は、「甲」が行っている安全管理措置と同等の措置を講じるよう努めなければならない。

2 「乙」は、安全管理措置の内容を、「甲」に書面で報告するものとする。

3 「甲」は、「乙」が講ずる安全管理措置が「甲」の当該措置と同等でないと思慮するときは、「乙」に「甲」が求める措置を講ずるよう命じることができる。

第 14 条 【複写及び複製の禁止】

「乙」は、「甲」が文書により指示した場合を除き、この契約による事務を処理するために「甲」から引き渡された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

第 15 条 【漏えい等の防止】

「乙」は、この契約による事務を処理するために個人情報の授受、保管又は搬送を行う場合には、個人情報の漏えい、紛失、破損等（以下「漏えい等」という。）の事故が発生しないように管理しなければならない。

第 16 条 【個人情報の返還】

「乙」は、この契約による事務を処理するため「甲」から貸与され、又は「乙」が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約の終了又は解除後直ちに「甲」に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、「甲」が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 「乙」は、前項ただし書により「甲」が指示した方法により個人情報を処理した場合は、「甲」に報告しなければならない。

第 17 条 【個人情報の廃棄】

「乙」は「甲」が指定した個人情報を廃棄（消去を含む）したときは、「甲」に報告しなければならない。

第 18 条 【報告】

「乙」は、この契約による事務の個人情報の取扱いに関し、漏えい等の事故が生じたときは、その内容について「甲」に直ちに報告し、「甲」の指示を受けなければならない。

第 19 条 【立入調査】

「甲」は、「乙」がこの契約による事務の執行にあたり、取り扱う個人情報の管理状況その他必要な事項について「乙」に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

第 20 条 【従事者の監督】

「乙」は、その事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 176 条又は第 180 条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

2 前項の場合において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に定める派遣労働者に保有個人情報の取扱いに係る業務を行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

第 21 条 【契約の解除】

「甲」は、「乙」が次の各号いずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、解除により「乙」に損害が生じても、「甲」は賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 「乙」の責めに帰する理由により、法令又はこの契約に違反したとき。
- (2) 委託期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約の締結及び履行に際し、不正な行為を行ったとき。

第 22 条 【損害賠償】

「乙」は、この契約に定める義務を履行しないため、又は「乙」の責めに帰する理由により「甲」に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 「乙」は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 作業実施中に事故が発生した場合、「乙」は速やかに事故発生の原因、経過、被害の内容等を「甲」に報告し、「乙」の責任に起因する場合は全て「乙」にて処理するものとする。

第 23 条 【貸与資料】

「乙」は業務上必要な資料等の貸与を「甲」に請求できるものとし、「甲」は請求されたもので必要と認められたものを貸与する。

「乙」はその保管及び取り扱いについては、汚損、被損等の無いよう万全の注意を払うこととする。なお、貸与資料は以下の通りとする。

- (1) 基本図数値地形図データファイル

1 式

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (2) 都市計画総括図データ | 1 式 |
| (3) 既撮影成果（久留米市資産税課 令和 5 年度撮影） | 1 式 |
| (4) その他「甲」が必要と認めるもの | |

第 2 4 条 【機器等の検定等】

「乙」は、機器及び計算に使用するプログラムについては、所定の検定を受けたものを使用しなければならない。

作業者は、使用する主要な機器について、作業前及び作業中に適宜点検を行い、必要な調整をしなければならない。

第 2 5 条 【暴力団排除に関する事項】

「乙」は、本業務の実施にあたって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告すると共に、所管の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告すると共に、所管の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

第 2 章 製品仕様書の作成

第 2 6 条 【製品仕様書の作成】

製品仕様書は当該写真測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データの内容及び構造、参照系、データ品質、データ品質評価手順、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。基本的に国土地理院HPに掲載されている製品仕様書データを引用し、簡易な修正・削除作業のみを行うこととする。

第 3 章 数値地形図データ修正

第 2 7 条 【作業計画】

数値地形図データの修正作業着手前に、修正作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程、修正範囲、修正量等を考慮の上、工程別に作成し、これを「甲」に提出して、その承認を得なければならない。

第 2 8 条 【予察】

予察は、現地調査の着手前に、空中写真、参考資料等を用い、調査事項、調査範囲、作業量等を把握するために行うものとする。

予察は、その結果を空中写真、参考図、野帳等に記入し、現地調査における基礎資料とする。

第 29 条 【現地調査】

現地調査とは、修正データを作成するために必要な各種表現事項、名称等を現地において調査確認し、必要に応じて補備測量を行う作業をいう。

現地調査は、旧数値地形図データの出力図、修正データの出力図等を用いて行うものとする。

第 30 条 【修正数値図化】

修正数値図化とは、空中写真測量により経年変化等の修正箇所の修正データを取得する作業をいう。

第 31 条 【修正数値編集】

修正数値編集とは、図形編集装置を用いて、新たに取得した修正データと旧数値地形図データとの整合性を図るための編集等を行い、編集済数値地形図データを作成する作業をいう。

図形編集装置は、電子計算機及びスクリーンモニター、必要に応じてデジタイザで構成されるものとする。

第 32 条 【数値地形図データファイル更新】

数値地形図データファイル更新とは、製品仕様書に従って編集済数値地形図データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。

第 33 条 【品質評価】

数値地形図データファイルの品質評価は、製品仕様書が規定するデータ品質を満足しているか評価する作業をいう。

2 評価の結果、品質要求を満足していない項目が発見された場合は、必要な調整を行うものとする。

3 「乙」は品質評価手順に基づき品質評価を実施するものとする。

第 34 条 【メタデータの作成】

数値地形図データファイルのメタデータの作成は、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項について、作成するものとする。

第 4 章 管内図数値地形図データ修正（1/10,000及び1/25,000）

第 35 条 【作業計画】

計画準備は久留米市基本図データおよび編集資料等を考慮し、作業工程別に作成するものとする。

第 36 条 【数値編集】

数値編集とは、編集装置を用いて、図式ごとに編集を行い、編集済データを作成する作業をいう。

2 1/10,000管内図は修正後の数値地形図データファイル（レベル2500）を縮小編集処理により作成するものとする。

3 1/25,000管内図は1/10,000管内図データを縮小編集処理により作成するものとする。

第 37 条 【数値地形図データファイル更新】

数値地形図データファイルの更新とは、製品仕様書に従って編集済数値地形図データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。

第 5 章 都市計画総括図データ修正等

第 38 条 【都市計画総括図データ修正】

既存の都市計画総括図データを、都市計画決定された変更図書に基づきデータの修正を行うものとする。

第 39 条 【データセットアップ】

本業務で作成された数値地形図（レベル2500）を本市の運用する統合型地理情報システム及び都市計画情報システムに登録するものとする。なお、セットアップは、システム導入業者の承認を受け、情報政策課の立ち会いの下、権限設定及び稼動検査を実施するものとする。

また、セットアップに起因するシステムへの不具合が生じた場合は、「乙」の責任により正常運用まで対応しなければならない。本対応にかかる費用は、「乙」の負担とする。

第 6 章 検査

第 40 条 【検査】

「乙」は本業務の完了後に、成果品について検査員・監督職員の立ち会いのもとに検査を受けるものとする。また、成果品の納入後といえども、誤りが発見された場合は速やかに修正の上、納品しなければならない。これにかかる費用全て「乙」にて負担するものとする。

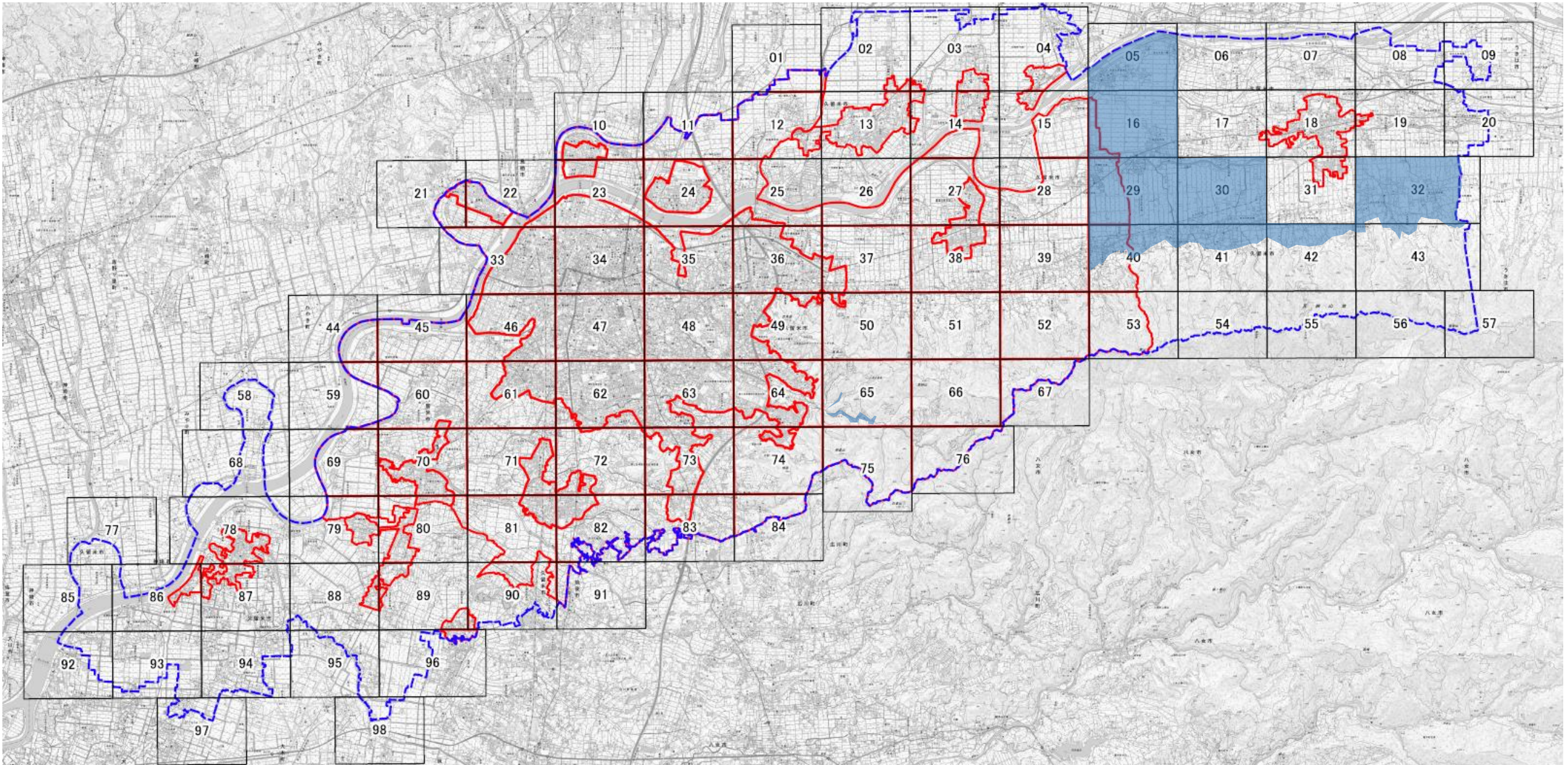
第 7 章 成果品

第 41 条 【成果品】

本業務の納入する成果品は、下記のとおりとする。

- | | | |
|---------------------------|-----|---------------|
| 1. 数値地形図データファイル（レベル2500） | 1 式 | （PDF、DXF形式含む） |
| 2. 数値地形図データファイル（レベル10000） | 1 式 | （PDF、DXF形式含む） |
| 3. 数値地形図データファイル（レベル25000） | 1 式 | （PDF、DXF形式含む） |
| 4. 精度管理表及び品質評価表 | 1 式 | |
| 5. 都市計画総括図データ（AI） | 1 式 | |
| 6. セットアップ報告書 | 1 式 | |
| 7. その他「甲」の指示するもの | 1 式 | |

位置図



凡 例

：修正対象図郭

：修正範囲 18.2 k m²